

令和6年7月29日

上告審から見た書記官事務の留意事項(令和5年分)

最高裁判所裁判部書記官室

この留意事項は、適正かつ合理的な事務処理を確保するため、令和5年1月1日から12月31日までに最高裁判所に送付された上告事件等の記録から、書記官が裁判官と共に検討しておくことが有益であると考えられる事例及び誤りやすい事例等を抽出し、集約したものである。

なお、それぞれの事例における「(留意点)」には、当室で検討した事務処理の例及び留意事項を条文、判例、通達等を示して記載しており、事務処理の根拠や目的を確認しながら適正かつ合理的な事務処理を検討し、実践する際の参考とされたい。

【機密性 2】

目 次

第 1 民事・行政関係	1
1 受付・立件に関するもの	1
2 送達・通知に関するもの	1
3 調書・書類作成に関するもの	2
4 訴訟手続の進行に関するもの	2
5 裁判書の点検に関するもの	3
6 上訴申立書の審査・記録整理・送付に関するもの	3
7 秘匿情報等の管理に関するもの	5
8 その他	6
(別紙) 高等裁判所における上告提起事件及び上告受理申立て事件の処理について	8
第 2 刑事関係	15
1 送達・通知に関するもの	15
2 勾留・保釈に関するもの	15
3 調書・書類作成に関するもの	15
4 記録整理・送付に関するもの	17
5 その他	18

第1 民事・行政関係

1 受付・立件に関するもの

(1) 上告受理申立書の理由中に民訴法260条2項の申立てに関する記載があるが、上告提起事件として立件されていなかった。

(留意点)

民訴法260条2項の申立てがされたときは、上告提起事件に準じて受付の手続を行うのが相当である。独立書面による申立てだけでなく、上告受理申立理由書中に記載がある場合にも立件が必要であることに留意されたい。

(2) 選定当事者となる者が選定者に含まれているのに、選定当事者となる者自身の選定を証する書面が提出されていなかった。

(留意点)

これまででも留意事項として指摘している事項であるが、同様の事例が減らない傾向にあることから、重ねて注意喚起を行うものである。

選定当事者の選定は、書面で証明しなければならないところ（民訴規則15条後段）、選定当事者となる者が自身の選定を証する書面の提出（例えば、A、B、CがAを選定当事者とするような訴状の記載の場合には、Aの選定を証する書面は、B、Cのみでなく、選定者であるA自身も提出する必要がある。）を失念している場合には、当該選定当事者に対し、選定を証する書面の提出を促すことが相当である。

2 送達・通知に関するもの

県を被告とする訴訟において、その長である知事が代表者となる請求と個別法（警察法80条等）により委員会が代表者となる請求が併合されている事件で、知事及び委員会の双方に送達すべき書類（控訴状副本、控訴審（高裁）の判決正本、上告提起通知書及び上告受理申立通知書等）が、委員会の代表者にしか送達されていなかった。

(留意点)

普通地方公共団体を被告とする訴訟について、地方自治法の規定により議長が代表者となる場合（同法105条の2）や個別法の規定により委員会等が代表者となる場合には、受送達者は議長や委員会等の代表者となる。一方、当事者が普通地方公共団体である場合に、請求が民事訴訟であるときは、その長が代表者となるので、受送達者は、都道府県知事、市町村長となる。

被告が同一の普通地方公共団体であっても、請求ごとに代表者が異なる場合があり、その場合には、それぞれの代表者に上告提起通知書等を送達する必要がある。特に、どちらか一方からの委任状の提出しかないときには注意を要する。

この点を踏まえ、書類の送達を受けるべき普通地方公共団体の代表者が、その長となるのか、委員会等となるのかを請求ごとに適切に確認し、送達事務に遗漏がないように留意する必要がある。

3 調査・書類作成に関するもの

(1) 弁論準備手続を受命裁判官に行わせているにも関わらず、口頭弁論期日の調書において、次の各事項についての記載がなかった。

ア 当該手続を受命裁判官に行わせること

イ 受命裁判官の指定

(留意点)

弁論準備手続は受命裁判官に行わせることが可能であり（民訴法171条）、さらに、高等裁判所においては書面による準備手続についても受命裁判官に行わせることが可能であり（同法297条、176条1項ただし書）、いずれも裁判長が受命裁判官を指定する（民訴規則31条）。

また、裁判長が受命裁判官に和解を試みさせることになった場合（同法89条）についても、裁判長が受命裁判官を指定する（同規則31条）ところ、これらは、いずれも調査への実質的記載事項である（同規則67条1項7号）。

なお、各期日は、受命裁判官がこれを指定する（同規則35条）。

(2) 弁論準備手続実施後の口頭弁論期日（従前の口頭弁論から裁判官の交代があった場合）において、調書上、口頭弁論の結果陳述及び弁論準備手続の結果陳述の主体がいずれも「裁判長」と記載されていた。

(留意点)

これまで留意事項として指摘している事項であるが同様の事例が減らない傾向にあることから、重ねて注意喚起を行うものである。

口頭弁論の結果陳述（弁論の更新）及び弁論準備手続の結果陳述は、直接主義（民訴法249条）又は口頭主義の要請に基づき、担当裁判官が直接関与していない口頭弁論の結果について、当事者が当該事項を報告的に陳述し、又は口頭弁論期日外で行われた訴訟行為の結果を口頭弁論に上程するための報告的陳述であり、いずれも主体は「当事者」である（同法173条、249条2項）。

4 訴訟手続の進行に関するもの

「一部事務組合」（消防組合）を当事者とする事件について、代表者で

はない処分行政庁（消防長）を代表者として取り扱っていた（第一審、第二審ともに訴訟委任状の作成者が消防長名義となっており、また、判決書においても処分行政庁（消防長）を代表者として表示していた。）。

（留意点）

一部事務組合とは、地方自治法284条2項に基づき、複数の地方公共団体等が行政サービスの一部を共同で処理するために、協議により規約を定めて設置する機関（組合）であるところ、規約の規定により代表者が定まることから、通常は管理者、理事会等がその代表者となる。代表権原を有する者の確定は、最終的には裁判体の判断事項ではあるものの、裁判書への当事者の表示に限らず、書記官が行う送達等のその他の手続にも影響を及ぼす事項であることから、根拠となる法規や証明書等による確認を行うべきである。

5 裁判書の点検に関するもの

被告は、第一審（地裁）判決中被告敗訴部分の取消しを求めて控訴しているのに、控訴審判決は、第一審（地裁）判決主文の一部を変更する旨の記載のみで、被告のその余の控訴を棄却する旨の明示がなかった（なお、原判決は、その理由中において、原告及び被告の請求又は申立て全部に対する判断を示している。）。

（留意点）

裁判官が起案した裁判書原稿を点検し、必要な指摘をすることは、書記官の重要な職務の一つである。そして、この点検においては、誤字脱字及び計算違い等の有無だけでなく、事件番号や当事者の氏名等形式的な事項の誤記や、主文、事実及び理由についても裁判書から一見明白な誤りがないかどうかを確認することが求められる。

本件については、いずれも書記官の点検で十分に防ぐことができたと思われるものである。

裁判書の点検に当たっては、具体的に何をどこまで確認すべきかについて裁判官と共通の認識を持ち、その点検が実質的に機能するような方策を講ずることが重要である。

6 上訴申立書の審査・記録整理・送付に関するもの

(1) 隣接する土地の一方が控訴人A及びBの共有に属する境界確定訴訟について、共同訴訟人である控訴人B（土地共有者）から、控訴人Bのみを上告人とする上告状兼上告受理申立書が提出された。控訴審において控訴人Aに上告提起通知書を送達すべきところ、これを送達しないまま上告審（最高裁）に記録が送付された。記録受理後、上告審

（最高裁）において同人に上告提起通知書を送達し、上告理由書提出期限経過後に決定をした。

（留意点）

隣接する土地の一方又は双方が共有に属する場合の境界確定訴訟は、固有必要の共同訴訟となり（最判昭46年12月9日民集25巻9号1457頁）、控訴審（高裁）の判決に対して一部の共同訴訟人のみが上告した場合においても、共同訴訟人全員が上訴人たる地位に就くから、上告しなかった共同訴訟人にも上告提起通知書を送達する（最三小判昭和38年3月12日民集17巻2号310頁）。

（2） 上告受理申立て理由書は、民訴規則3条1項5号によりファクシミリを利用して提出することはできないところ、これがファクシミリを利用して提出されたにもかかわらず、正式な書面の提出がなかった。

（留意点）

理由書提出期限の1か月以上前に上告受理申立て理由書がファクシミリにより提出されていることから、正式な書面の提出を促す期間は十分にあった。提出期限内に正式な書面での理由書が提出されなければ上告受理申立てが却下され得るため、正式な書面の提出を促すことが相当である。

（3） 原審（高裁）の記録に法人の資格証明書等が綴られていないが、その理由が記録上明らかではない、又は定型の事務連絡にその事情の記載がなかった。

（留意点）

資格証明書は、書面をもって証することが必要とされている、法人の代表者の代表権を証明する文書である（民訴規則15条、18条）。法定代理権又は代理人が訴訟行為をするのに必要な授權を欠いたことは、絶対的上告理由（民訴法312条2項4号）や再審事由（同法338条1項3号）となる。

法人や権利能力なき社団の代表者の代表権の存否は、書記官として確認すべき重要な事項の一つであるから、資格証明書等の記載事項の変更の有無等を確認するため、上告提起段階で改めて提出を求める扱いが相当である。

よって、資格証明書等の提出がない場合には当事者に対し提出を促し、提出に時間を要する事がある場合には、最高裁への送付を促した上で、電話聴取書を作成して記録化したり、定型の事務連絡にその旨記載するなどして、速やかに記録を送付することが相当である。

（4） 第一審の決定に対して、法律上不服申立方法があるのに特別抗告を

提起した場合には、不適法な特別抗告として抗告審（高裁）で却下しなければならない（民訴法336条3項、327条2項、316条1項、破産法13条）にもかかわらず、第一審が特別抗告として取り扱って当審に記録を送付した。

（留意点）

即時抗告を原審（地裁）で却下する決定に対しては、即時抗告による不服申立てができるため、これに対する特別抗告は不適法である。

ただし、「特別抗告状」と題する書面が提出された場合でも当該書面を形式的な表題だけにとらわれることなく、実質的な内容により判断することが相当であり、即時抗告として補正を促すかどうかを含め、その取扱いについて裁判官と協議するなどして適切な処理を行う必要がある。

7 秘匿情報等の管理に関するもの

- (1) 第一審の閲覧等制限決定の決定書において閲覧等制限の対象となる情報自体が列挙されているが、当該決定書が閲覧等制限の対象になっていたなかった。
- (2) 家事審判に対する即時抗告の事件について、抗告人の居住地に対して秘匿希望があったところ、同人に対する特別抗告提起通知書の送達報告書の「送達の場所」欄の記載部分にはマスキングがあったものの、郵便局名の記載部分にはマスキングがなかった。
- (3) 当事者氏名について閲覧等制限決定がなされているものの、次の対象文書のマスキング処理について、一部分、黒のマスキングテープが貼られているだけで、裏面から透けて見える状態及び閲覧者がテープを容易に剥がせる状態だった。
 - ア 手数料還付決定請求書写し(官署支出官等が作成・付記したもの)
 - イ 上告受理申立て理由書の本文部分
 - ウ 控訴に伴う強制執行停止申立書の疎明資料
- (4) 特別抗告の事件記録中、当事者から非開示の申出のある相手方本人の自宅住所に宛てた事務連絡文書の控えについて、住所の記載部分をマスキング処理しないまま纏っていた。

（留意点）

秘匿情報等については、漏れれば回復困難となり、秘匿対象者等の名譽や社会生

活の平穏が著しく害されたり、その後の手続に重大な影響を及ぼす可能性があるため、裁判所の意図に反して秘匿情報等を流出させることのないよう適切な管理が必要となる。また、マスキング処理を施した書面を閲覧等に供する際には、秘匿情報等が裏面から透けて見える状態や閲覧者がマスキングテープを容易に剥がせる状態にならないよう工夫するなどして、秘匿情報等の流出を防ぐことが相当である。閲覧等制限の申立てがされた場合には、その申出等の内容を十分に把握し、状況に応じて申出人に申出等の内容を確認するなどして秘匿情報等の適正な管理につながるような処理を行うことが肝要である。

また、当事者から提出された書面に加えて、裁判所が作成した文書（上記(3)ア）、上訴等で他庁へ送付することが予定されている文書（上記(3)イ）、添付された資料（上記(3)ウ）についても秘匿情報等が記載されている場合には、秘匿情報等の適正な管理に留意する必要がある。

8 その他

(1) 上告人兼申立人代理人複数のうち1名から辞任届が提出されているが、相手方に通知した形跡を確認していなかった（相手方代理人に通知していないか、通知したが受領書が提出されていないか不明）。

（留意点）

訴訟代理権が消滅した場合には、その通知が相手方に到達しなければ効力が生じない（民訴法59条、36条1項）。民訴法は、当事者間の通知のみ規定し、裁判所との関係については何ら定めていないが、訴訟手続の安定性及び明確性の確保という同法36条の趣旨からは、裁判所も代理権の消滅等の事実を把握しておく必要があり、書記官としても事実関係の把握に努めることが相当である。特に、代理権消滅通知の受領書が編綴されていないなどの場合には訴訟代理権が消滅したか否かにつき、訴訟代理人又は本人に確認した内容を電話聴取書等で記録上明らかにして、記録を送付することが相当である。

(2) 原審（高裁）において、上告受理申立てにつき、民訴法318条1項所定の事由の記載がないなどとして却下決定をした上で、上告提起事件のみを最高裁に送付しているが、提出期間内に提出された上告受理申立て理由書には、「判例違反」と明記されていたほか、経験則違反等の法令違反を記載したものと解し得ることが十分に可能な記載があった。

（留意点）

上告受理申立て書却下命令又は上告受理申立て却下決定があった場合を除き、事件を上告裁判所に送付しなければならない（民訴規則199条2項、197条1

項）。すなわち、上告受理申立て理由書提出期間内に上告受理申立て理由書が提出され、そこに民訴法318条1項に規定する事由が記載され、それが同規則199条1項、191条2項、3項に則ったものである場合には、直ちに事件を最高裁に送付すべきである。

理由書の中には、必ずしも明確な記載がないものもあるが、経験則違反等を主張していると解し得る記載があるなど形式的にでも法令違反等の記載がある場合には、書記官としては、裁判体に報告し、事件を送付すべきか否かを確認することが相当である。

また、上告受理申立て理由書が提出されていない場合であっても、上告受理申立て理由書に理由が記載されていることがあり、この場合は適式な上告受理申立てとなるから、事件処理に当たって、書記官としては、上告受理申立て理由書の記載内容に必ず目を通して点検し、確認すべきである。

上告受理申立て理由書の審査事務を行うに当たっては、別紙「高等裁判所における上告提起事件及び上告受理申立て事件の処理について」を再度確認するなどして、適正な事務処理につながるよう努めていただきたい（なお、昨年度までも同様の別紙を送付していたところ、今般、別添（チャート図兼チェックシート）の※部分を一部変更した。）。

(別紙)

高等裁判所における上告提起事件及び上告受理申立て事件の 処理について

現行民事訴訟法において、高裁に上告提起事件等の審査を委ねた趣旨は、不適式な上告提起事件等について当該控訴事件を処理した高裁において排斥することで、最高裁が審理すべき事件のみを最高裁に送付することとし、それにより、裁判所全体として、訴訟事件の迅速な処理を行うこととしたものである。高裁の書記官としては、このような趣旨を十分理解した上、適切な上告提起事件等の処理を行うべきである。

そこで、高裁における上告提起事件及び上告受理申立て事件の処理の概要を整理し、次のとおりまとめた。さらに、これらの事件の点検事項の順序の視点から別添のとおりチャート図に整理した。これらのものを上告提起事件及び上告受理申立て事件の執務の参考にしていただきたい。

1 上告理由書及び上告受理申立て理由書の提出

上告状に上告の理由の記載がないときは、上告人は上告提起通知書の送達を受けた日から50日以内に、原裁判所に上告理由書を提出しなければならない（民訴法315条1項、民訴規則194条）。

上告状に上告の理由が記載されていても、上告理由書提出期間内に新たな上告の理由を提出し、又はこれを補完することは自由であるから、原則として、この提出期間経過を待たずに、事件を最高裁に送付してはならない。

上告受理申立て理由書の提出についても同様である。

2 上告提起事件の適法性の審査

(1) 上告理由書提出期間経過後、直ちに事件を送付すべきもの

上告状却下命令又は上告却下決定があった場合を除き、事件を上告裁判所に

送付しなければならない（民訴規則197条1項）。すなわち、上告理由書提出期間内に上告理由書が提出され、そこに民訴法312条1項、2項に規定する事由が記載され、それが民訴規則190条にのっとったものである場合には、それが実質的には認定非難や法令違反の主張にすぎないと解される場合であっても、高裁が上告を却下することはできないと解されるから、上告理由書提出期間経過後、直ちに事件を最高裁に送付すべきである。上告理由書に上告理由が複数記載され、そのうちいずれか一つでも適式なものがあれば、上告を却下する余地はないから、(3)の補正命令を発する必要はなく、上告理由書提出期間経過後、直ちに事件を最高裁に送付すべきである。

また、上告理由書が提出されていない場合であっても、上告状に理由が記載されていることがあり、この場合は適式な上告提起となるから、事件処理に当たって、書記官としては、上告状及び上告理由書の記載内容に必ず目を通して点検し、確認すべきである。

(2) 上告理由書提出期間経過後、直ちに却下すべきもの

上告状又は上告理由書提出期間内に提出された上告理由書のいずれにも民訴法312条1項、2項に規定する事由の記載がないときは、決定で上告を却下しなければならない（同法316条1項）。この場合、不備を補正する余地がないから、補正を求める事務連絡を送付したり、民訴規則196条1項所定の補正命令を発すべきではなく、直ちに決定で上告を却下すべきである（最二小決平成12年7月14日裁判集民事198号457頁）。書記官としては、提出された上告状や上告理由書提出期間内に提出された上告理由書に民訴法312条1項、2項に規定する事由が記載されているかどうかを確認した上で、上告状又は上告理由書に民訴法312条1項、2項の事由の記載がないと判断したときは、その旨を裁判官に進言する。

なお、上告理由書において他の書面を引用し、又は相上告人の上告理由を援用する形による上告の理由の記載は許されないことにも注意されたい（最二小

判昭和37年4月27日裁判集民事60号455頁（原審に提出した準備書面を引用した例）、最三小判昭和39年11月17日裁判集民事76号151頁（相上告人の上告理由中、利益なものを援用すると主張した例）、最大判昭和28年11月11日民集7巻11号1193頁（第一審記録に添付した準備書面を引用した例）、最二小判昭和26年6月29日民集5巻7号396頁（他事件についての上告理由書を引用した例）。

(3) 補正命令を発すべき場合

上告状又は上告理由書提出期間内に提出された上告理由書のいずれかに民訴法312条1項、2項に規定する事由の記載（例えば「憲法違反である。」との記載）があるが、その記載が民訴規則190条の規定に違反することが明らかな場合、原裁判所は、決定で相当の期間を定め、その期間内に補正すべきことを命じなければならず（同規則196条1項）、その期間内に不備の補正をしないときは、上告を却下しなければならない（同条2項）。上告理由書に上告の理由として記載はあるが、それが最高裁判所規則で定める方式により記載されていないことを理由として上告を却下するためには、相当の期間を定めて不備を補正すべきことを命じ、その期間内に補正されないことが必要である。上告理由書の点検に当たっては、記載内容に目を通し、上告状又は上告理由書提出期間内に提出された上告理由書のいずれかに民訴法312条1項、2項に規定する事由の記載がある場合、その全ての記載が民訴規則190条の規定に違反しているか否かを確認し、違反している場合には、補正命令を発すべき旨を裁判官に進言する。

なお、(1)のとおり、上告の理由は、上告理由書提出期間内は自由に補完することができるので、補正命令を発する時期は、上告理由書提出期間後となる（条解民訴規則407頁）。

3 上告受理申立て事件の適法性の審査

(1) 上告受理申立て理由書提出期間経過後、直ちに事件を送付すべきもの

上告受理申立て却下命令又は上告受理申立て却下決定があつた場合を除き、事件を上告裁判所に送付しなければならない（民訴規則199条2項、197条1項）。すなわち、上告受理申立て理由書提出期間内に上告受理申立て理由書が提出され、そこに民訴法318条1項に規定する事由が記載され、それが民訴規則199条1項、191条2項、3項にのつたものである場合には、直ちに事件を最高裁に送付すべきである。

また、上告受理申立て理由書が提出されていない場合であつても、上告受理申立て理由書に理由が記載されていることがあり、この場合は適式な上告受理申立てとなるから、事件処理に当たつて、書記官としては、上告受理申立て理由書の記載内容に必ず目を通して点検し、確認すべきである。

(2) 上告受理申立て理由書提出期間経過後、直ちに却下すべきもの

ア 上告受理申立て理由書のいずれにも民訴法318条1項に規定する事由の記載がないときは、決定で上告受理申立てを却下しなければならない（民訴法318条5項、316条1項）。

イ 上告受理の申立てに係る事件が民訴法318条1項の事件に当たるか否かは、最高裁判所のみが判断し得る事項である。したがつて、形式的に同項の事件に当たる旨（判例違反、法令違反（審理不尽、経験則違反、採証法則違反の主張も法令違反の主張と解される。福田剛久ほか判タ1250号8頁））の記載がある場合には、原裁判所において当該事件が同項の事件に当たらないことを理由として却下することはできず（最一小決平成11年3月9日裁判集民事192号109頁判タ1000号256頁）、また、上告受理申立て理由書には形式的に民訴法318条1項の事件に当たる旨の記載があるにもかかわらず、原裁判所において同項所定の記載がないとして、上告受理申立てを却下することもできない。同項の「重要な事項を含む」という要件に該当する記載がないと理解して、形式上、同項の事件に当たる旨の記載がな

いと判断することは避けなければならず、このような判断をすることは、実質的に高裁が同項の事件に当たるか否かを審査して申立てを却下するものに等しく、許されないものである（前掲判タ1000号256頁の解説部分参照）。

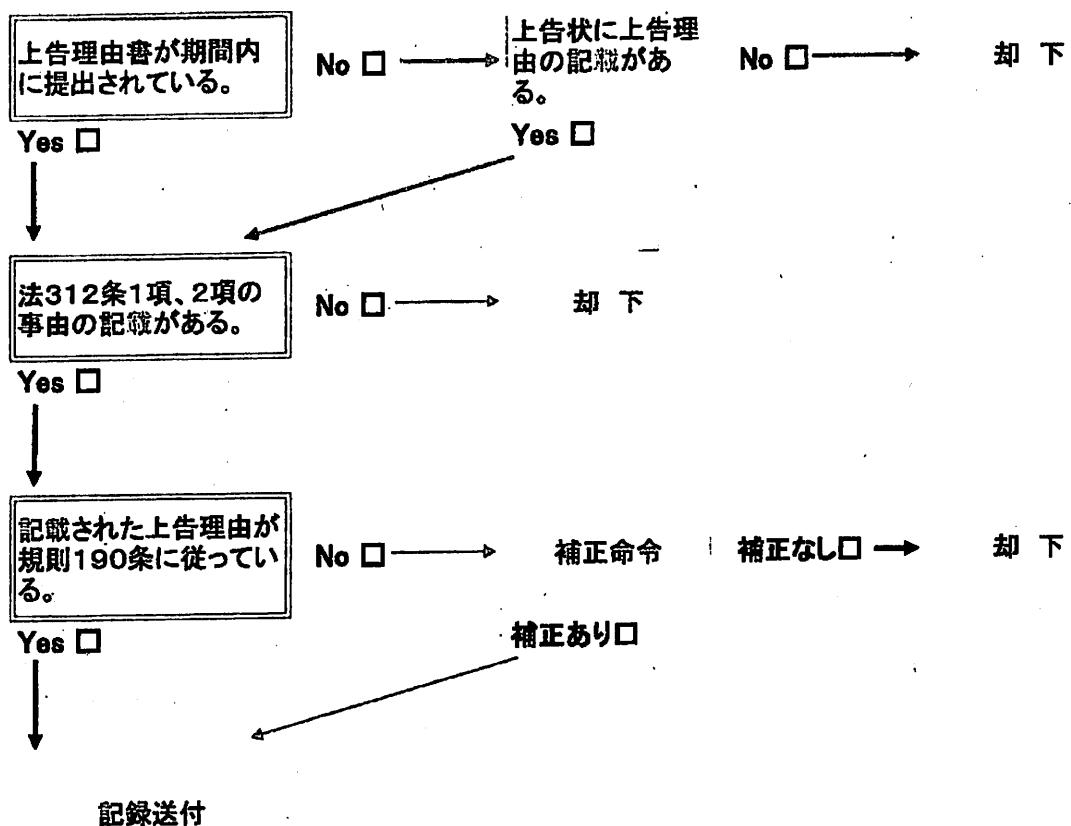
上告受理申立て書又は上告受理申立て理由書に記載された上告受理申立ての理由が民訴規則199条1項、191条2項、3項の方式に違反する場合には、同規則199条2項において補正命令を発出すべき条文（同規則196条1項）が準用されているが、形式的にでも法令違反である旨が記載されれば、この記載が民訴法318条1項の事件に該当するか否かを判断するのは最高裁のみになるから、実際には高裁において補正命令を発した上で却下することは困難である（例えば、「民法違反」とのみ記載があり、条項等の記載がないときは補正命令の対象とすることも考えられるが、通常は不服の内容から理解可能であり、補正されなかつたとしても却下することは難しいことが多いと思われる。）。上告受理申立て理由書の点検に当たっては、書記官としても記載内容に目を通し、形式的にでも法令違反等の記載がある場合には、事件を送付すべき旨を裁判官に進言する。

ウ 他の書面の引用

上告受理申立て理由書において他の書面を引用し、又は相申立て人の上告受理申立て理由を援用する形による上告の理由の記載は許されないことにも注意されたい（2の(2)の各判例参照）。

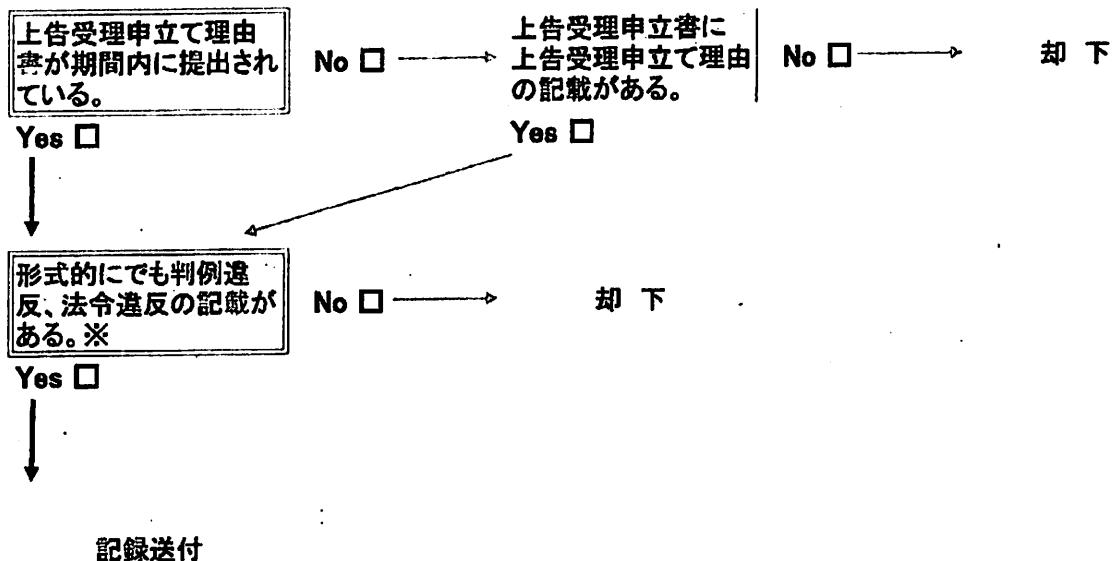
上告提起事件の処理における点検事項

(チャート図兼チェックシート)



上告受理申立て事件の処理における点検事項

(チャート図兼チェックシート)



※ 上告受理申立てに係る事件が、民訴法318条1項の判例違反や法令の解釈に関する重要な事項を含む事件に当たるか否かは最高裁のみが判断し得るものである。形式的にでも上告受理申立ての理由として判例違反、法令違反の記載がある場合には原審において上告受理申立てを却下することはできない。上告受理申立てが民訴規則199条各項の方式に違反する場合は原審において補正命令を発すべきであるが、原審で上告受理申立て却下をできるのは、①理由書不提出、②理由書提出期間の超過、③理由の記載が全くないといった明確な事案に限られることに留意すべきである。

第2 刑事関係

1 受付・立件に関するもの

①記名押印がされた上告申立書を持参して提出した被告人に対し、署名を求めるなどの補正を促した形跡がない。②署名のみで押印がない上告申立書が提出されたが、補正を促した形跡がない。③法人が被告人である事件における私選弁護人選任届について、一審、二審とも、被告会社につき記名（社判及び代表者のゴム印）がされていた。

（留意点）

被告人が作るべき書類には、署名押印しなければならず（刑訴規則60条）、同規則及び受付分配通達に基づき、補正を促すべきであるにもかかわらず何らの措置もとった形跡のない事例が散見された。事例の多くは当直に持参して提出されたものに見られるが、被告人が作るべき書類には、自然人であるか法人であるかを問わず、（法人にあってはその代表者の）署名押印に代えて記名押印することはできないことに留意するともに（同規則60条の2参照）、特に上告申立書を提出のため持参した場合には、その場で、補正を促していただきたい。

2 送達・通知に関するもの

検察官提出の答弁書を被告人に送達した形跡がない。

（留意点）

答弁書を受け取ったときは、謄本を控訴申立人に送達しなければならないとされている（刑訴規則243条5項）ところ、ここにいう控訴申立人とは、現実に控訴を申し立てた側の当事者である被告人又は検察官を指し、弁護人が控訴を申し立てた場合であっても、被告人に対する答弁書謄本の送達が必要であることに留意されたい。

3 調査・書類作成に関するもの

（1）保釈中の被告人に対して「被勾留者」用の書式を利用して弁護人選任に関する通知及び照会を行った。

（留意点）

ここ数年、毎年のように指摘している事項であるが同様の事例が減らない傾向にあることから、重ねて注意喚起を行うものである。

弁護人選任に関する通知および照会は、当然のことながら「必要的・任意的弁護事件／在宅・勾留」の違いにより通知照会書の記載内容が異なる。その差異は、私選弁護人の選任について、被勾留者用には裁判所に対し私選弁護人申出を弁護士会に通知するよう求める旨の記載がある一方で在宅用にはこれがな

いこと、任意的弁護事件用には資力申告書に関する記載がある一方で必要的弁護事件用にはこれがないことが挙げられる。これらの書面を被告人に取り違えて送付した場合、在宅の被告人が私選弁護人の選任申出をしたいときは、裁判所に申し出ることができると誤信させるおそれがあること、任意的弁護事件で被告人から資力申告書が提出されないことなどが考えられる。このように誤った書面の送付は、単なる用紙の取り違えにとどまらず、裁判所による手続の誤教示となり、被告人に無用な手間や混乱を生じさせることは言うまでもない。

更に言えば、適式な手続を行っていれば直ちに弁護人選任手続が行えるところ、裁判所が書面を取り違えたことにより、被告人に書面の補正や追加の書面提出をさせなければならないこともあります、その場合には直ちに弁護人が選任できず、ひいては、被告人の防御権の行使に重大な影響を及ぼすことも考えられる。弁護人選任に関する書類送付については、これらのこと留意の上、確実な事務処理に努められたい。

また、上にも述べたとおり、毎年指摘しているにもかかわらず、同様の事例が減らないことの原因は様々考えられるところであるが、自府ではこういった事例は起こり得ないのか、書面の作成、点検、送付の各フローに潜在する問題はないかなど、各府において今一度振り返りの契機としていただきたい。

(2) 医療観察事件（再入院の申立て）の付添人選任照会において、任意的付添事件であるにもかかわらず、必要的付添事件の照会書面を送付した。

（留意点）

上記(1)とも関連する事項であり、昨年度も指摘した事項である。医療観察法による処遇事件における手続において、対象者及び保護者は、弁護士を付添人に選任することができるが（同法30条1項）、同法33条1項の申立て及び同法42条の決定に対して抗告や再抗告があった場合には、付添人を付さなければならないものとされている（同法35条、67条本文、70条2項）。

そのため、同法による処遇事件において、付添人の選任に関する照会をする場合には、当該事件の付添人が必要的か任意的かを確認し、確実な事務処理に努められたい（参考までに、入院又は通院処遇事件は必要的付添事件であり、退院又は入院継続処遇事件、医療終了又は通院期間延長処遇事件、再入院処遇事件は任意的付添事件である。）。また、事務フローに問題がないかなど、今一度振り返りの契機としていただきたいことは(1)と同様である。

任意的付添人の事件の対象者に対し、必要的付添人用の書面を送付してしまうと、対象者は、自ら又は保護者が付添人を選任しない場合には裁判所が職権で付添人を選任してくれるものと誤信したまま、付添人が選任されずに裁判所が終局決定する事態にもなりかねないことに留意すべきである。

※ 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」を「医療観察法」と略称する。

4 記録整理・送付に関するもの

(1) 裁判員等の辞任の申立書及び解任決定書が、これらに関連する書類を含め、第5分類につづり込まれていた。

(留意点)

裁判官、書記官、訴訟関係人等は、訴訟書類が編成通達（平成12年10月20日付け最高裁総三第128号事務総長通達「刑事訴訟記録の編成等について」）に定められた位置につづり込まれていることを前提として、事件記録を使用するので、訴訟書類が所定の位置につづり込まれていない場合、検索に時間と労力を要し、書類を見落とす危険性もある。

裁判員等が選任されるまでの裁判員等選任手続関係書類は第5分類に編てつするが、裁判員等の辞任の申立書及び解任決定書は編成通達により第1分類に編てつするよう定められており、編成通達を十分確認する必要がある。

なお、裁判員等の氏名等の個人を特定するに足りる情報は、基本的に当該裁判員等の符号を用いて書類を作成することで足りる場合が多いと考えられるが、何らかの必要があつてそれらの情報が記載された書類が作成され、それが第5分類以外に編てつされた場合には、暗写等に備えて当該部分に付箋を貼って注意喚起をしたり、マスキングなどの措置を執ることが考えられる。そのような記録を上告審に送付する際には、記録送付書の備考欄に「第〇分類に裁判員の個人情報あり」など記載するなどし、確実に上告審にその情報が引き継がれるよう配慮していただきたい。

(2) ①裁判員事件の記録が上告審に送付された際、更新用記録媒体及び管理票が添付されていなかった。②裁判員事件の記録が更新用記録媒体及び管理票が添付されて送付されたが、記録送付書に更新用記録媒体及び管理票を添付する旨の記載がなかった。

(留意点)

上訴等により裁判員事件の事件記録を他の裁判所に送付する場合には、当該事件記録に添付されている更新用記録媒体を管理票とともに当該裁判所に送付し、更新用記録媒体及び管理票を添付する旨を記録送付書の適宜の欄に記載するよう定められている（平成21年5月19日付け総三第000508号総務局長通達「裁判員の参加する刑事裁判における訴訟関係人及び供述等の記録媒体への記録等に関する事務の取扱いについて」記5）。

記録媒体については、尋問、供述又は陳述した者の個人情報の保護等に十分配慮し、厳重な管理に努めなければならないものとされており、上訴裁判所に送付されるべき更新用記録媒体が送付されないと、本来管理をすべき裁判所で管理をしていないことになり、亡失等の不測の事態が生じることにつながりかねないことを意識する必要がある。

事務処理に当たっては、関連する通達等を十分確認したり、通常の事件とは異なる点を整理して部署内で共有したりするなどして、事務を行っていただきたい。

5 その他

- (1) 刑事補償請求事件の抗告審（高裁）において、検察官及び請求人に対し、求意見をせずに決定した。

（留意点）

刑事補償の請求に関する補償又は請求棄却の決定に対しては、即時抗告（高裁が決定した場合には異議申立て）ができるが（刑事補償法19条1項）、この場合には、「検察官及び請求人の意見を聞き」決定すると定める同法14条が準用されるため（同法19条3項）、抗告審（異議審）においても求意見しなければならない。

これまでにも繰り返し指摘してきた事例である。特別法で手続が定められている事件は、当該事件を扱う頻度も比較的少ないと思われるため、そのような事件の取扱いに当たっては、当該手続法規を十分確認の上、慎重に事務を行っていただきたい。

- (2) 上告受理申立て事件において、①申立て人に原判決の謄本を交付した日を記録上明らかにしていない（刑訴規則258条の2第3項）、②上告受理申立て事件記録を本案記録に先立って送付する場合又は上告受理事件のみ単独での申立ての場合に一審判決写しの添付をしていないものがあった。

（留意点）

①上告受理申立てがあったときは、判決の謄本の交付の請求があったものとみなされるとともに、原裁判所は、遅滞なく判決の謄本を申立て人に交付しなければならない（刑訴規則258条の2第1項本文、同条2項）。その際、書記官は判決の謄本を交付した日を記録上明らかにしておかなければならない（同条3項）。この趣旨は、申立て人の理由書の差出期限（判決の謄本の交付を受けてから14日以内）の起算日を記録上明らかにするためである（同規則258条の

4 第1項前段（令和5年最高裁判所規則第10号による改正）。

上告受理事件に関する不備については昨年の留意事項でも述べたところである。上告受理事件は高裁特有の手続である。根拠に当たることはもちろんのこと、処理上の留意点等を言語化、共有して、必要に応じて関係部署と連携するなどして、適正な事務処理に努められたい。

なお、②については、令和3年6月18日付け最高裁訟廷首席書記官事務連絡「刑事上訴事件記録の送付事務について」別紙1の第1の3において依頼しているところである（※同事務連絡は令和6年4月22日付けで改訂）。この趣旨は、上告受理申立事件記録には、上告受理申立書や当事者から提出された原判決謄本、意見書などしか綴られておらず、第一審判決の内容を確認することができないためである。

（3）上訴審の円滑な事務処理に有用であった事例

- ア 上告後、被告人からの架電で入院していることを把握し、弁護人選任に関する照会・回答書を入院先に送付する際に送達場所の届出書を同封し、同届出が提出されたことで、上訴審において円滑に送達手続を進めることができた。
- イ 刑務所出所間近の者からの再審請求に関し、原審が決定謄本を請求人に送達する際、送達場所の届出書を同封し、同届出が提出されたことで上訴審において円滑に送達手続を進めることができた。

本事例は、上訴審での手続を意識した適切な手続案内がされたことで、上訴審において円滑な送達手続を行うことができたため、紹介するものである。